

事業承継問題や相続問題を避ける「安心」の

# 『意思能力<sup>®</sup>』鑑定サービス のご案内

事業承継

資産組換

養子縁組

争族対策

遺言書

終活

## 【2025年問題】に向き合うために

2025年には団塊世代が後期高齢者になるため、新たな社会問題が指摘されており、団塊世代の経営者の深刻な問題に「事業承継問題」があります。  
事業継承では、株式や不動産の資産を整理するようなこともあるでしょう。また、同時に遺言書を改める、あるいは作成する方も多くいます。

しかしこの2025年問題、

65歳以上の16%強が認知症と推計され、高齢者の5人に1人が認知症です。

高齢化＝認知症のリスクが高まる中で疑義のない相続対策やスムーズな経営権の継承と引継ぎをするために必要な能力があることを裏付ける医師の鑑定書。それが意思能力<sup>®</sup>鑑定です。

# 遺言書にも「鑑定書」を

## メディカルリサーチの「意思能力®」鑑定の考え方

私たちは、遺言書作成における「意思能力®」鑑定を行っています。意思能力®は決して「あり」「なし」で断定されるものではありません。したがって私たちの鑑定では、どの分野が(見当識、記憶、計算、復唱など)で欠落があったのかを鑑定しています。

長谷川式や MMSE で総合点が何点であるかを見るだけでは対象者の意思能力®は鑑定できません。

主治医の診断書は被相続人の意思能力®の程度や有無が完全に表現できるものではなく、カルテの記載、介護保険の主治医意見書、介護記録、処方内容などを厳密に精査した上で意思能力®の評価を行っています。

私たちは、今後の高齢化社会を見据えた問題として、遺言の有効無効の訴えを含む法律行為に関する高齢者の意思能力®を評価する仕組みを必要とする社会が来るのではないかと考え、2014年から本サービスを開始しました。そこから多くの事案精査を重ね、さらに模索するようになりました。

「意思能力®」鑑定サービスは、遺言書作成での評価だけでなく、会社経営者の事業承継にも応用でき、事実、多くの会社経営者の方々から利用頂いております。

\*「意思能力」はメディカルリサーチ株式会社の商標登録です。

\*「意思能力®鑑定」はメディカルリサーチ株式会社が2013年より国内で初めて開始したサービスです。



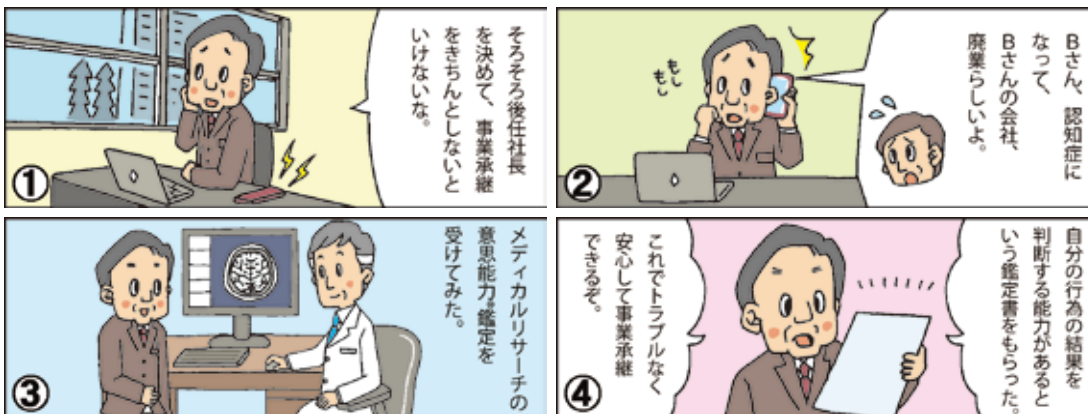
### 医師 佐藤 俊彦

メディカルリサーチ株式会社 創業者・顧問医  
宇都宮セントラルクリニック 理事  
セントラルメディカル倶楽部 顧問医

病気の早期発見、治療を実現すべく、1997年に日本で初の民間画像診断専門クリニックを立ち上げ、2003年には健康長寿を実現するためにセントラルメディカルクラブ(CMC)を創設。人生100年時代、「健康寿命」をいかに実現するかということをテーマに、早くから予防医学に積極的に取り組む。

【著書】「ステージ4でもあきらめない最新がん治療」幻冬舎2022年 / 「最新放射線治療でがんを勝つサイバーナイフとモセラピーが、がん治療を変える」幻冬舎2017年 / 「認知症の画像診断 第一人者が語る ボケは止められる!」パブリコ2015年 / など他多数

## 事業承継において意思能力鑑定を受けるイメージ



### 代表者の健康管理と経営リスクは表裏一体

2022年度の「後継者難倒産」は過去最高の487件。主な要因は「代表者の病気・死亡」が47.8%と最も高い結果となりました。また、社長の平均年齢は60.4歳と高齢化が続いており、それに伴い認知症等の健忘症により承継が間に合わない・十分な引継ぎができず承継後に経営が行き詰まる等のケースが増えています。

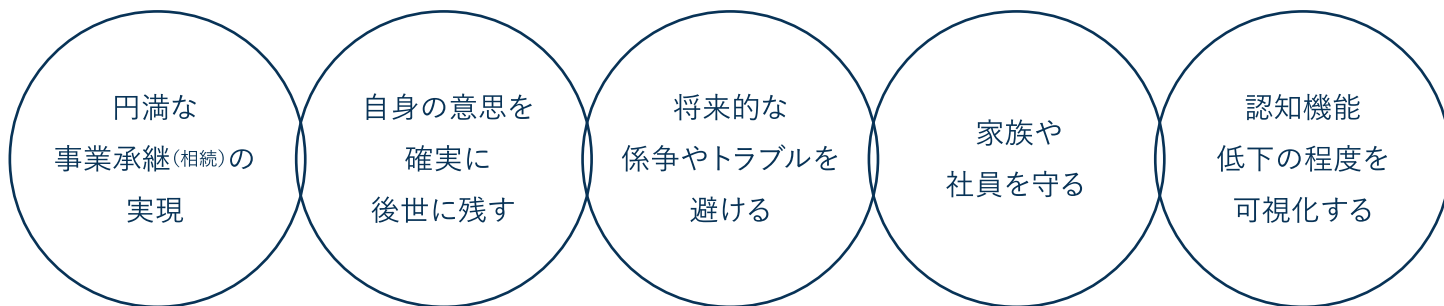
### 事業承継において大切なこと

事業・経営権・財産等を引継ぐ際に重要とされるのが代表者の「意思能力」です。代表者に認知症の症状が疑われる状態で事業継承した際、後に「意思能力」がないと判断され、事業継承自体が「無効」になる可能性があります。メディカルリサーチは、事業承継というバトンパスに「意思能力®」鑑定で安心をお届けいたします。  
※「全国社長年齢」分析調査(2022年、(株)帝国データバンク)



(C)がみ

# 意思能力® 鑑定を行う5つのメリット



## 基本鑑定内容

### 01 認知機能評価

各種検査による知能評価の実施。当社では複数の検査を重ね合わせることで被験者の実際の能力に近い認知症能力を数値化しています。

### 02 構造化面談

「各種知能評価検査」「専門医による問診」に基づき、総合的に意思能力を評定します。

### 03 客観的証憑記録の提供

オプション

器質的脳機能評価：PET+MRI 検査による器質的な脳機能の状態を評価。

## 実際のご利用者の声

M・T 様(会社経営者)

鑑定時 52 歳。第一線で積極的にビジネスを展開されているオーナー社長。

- 当時の様子 -

今後の事業承継を想定し意思能力鑑定を実施されました。オプションで受けられた脳の PET-CT で通常とは異なる所見を佐藤俊彦医師から指摘されました。佐藤医師からは「過去に脳を損傷したことはありませんか」と質問され、M・T 様には 30 年以上前に交通事故に遭われたエピソードが判明しました。

このように PET-CT は脳細胞レベルの活動をみるため、MRI 検査では見つからないような情報が分かることがあります。

さらに認知症専門医による構造化面談においても認知機能や精神疾患がないことが証明されました。

各種検査や PET-CT、そして専門医の診察を重ね合わせることで「判断能力に問題ない」という揺るぎない根拠が医学的に証明されました。

### M・T 様より

何かあってからでは遅い。会社の成長とともに、相続や株式譲渡が予定される中、「不安を解消する」ためにも意思能力® 鑑定を受けました。

もし、将来、私の相続や株式譲渡などの効力を争う人が出てくるようなことがあれば、この脳損傷が、認知症を示すものだと主張される可能性もあったのかもしれない。

今回の鑑定で「認知機能には問題がない」と判断してもらったことで、そのリスクを避けることができたと思います。長く働きたいと考える経営者ならばなおさら、こうした鑑定を受けることには意味があると思います。



### 今回のポイント

PET-CT では 30 年前の古傷は認めたものの第一線で問題なく活躍している点やその他、各種検査結果により脳機能にはまったく影響がないことが証明できました。もし、M・T 様が 70 代で鑑定を行っていただければ認知機能の低下による所見の可能性を疑わなければならない可能性がありました。

## 意思能力® 鑑定を受けるタイミングは？

厚労省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」において、2025 年には、有病率として 65 歳以上の 5.4 人に 1 人が 2025 年認知症になると推計されています。65 歳の時に、いつ、誰もが認知症と診断されても不思議ではなく、他人事ではありません。

認知症の予備軍である※軽度認知障害 (MCI) の方も認知症とほぼ同数いるとされており、

この段階で遺言書を書いた場合は、内容が複雑なものになると、遺言書の有効性が覆される可能性もゼロとは言えません。遺言書の内容により状況は変わりますので、遺言能力「意思能力®」鑑定を行ってから、遺言書を書くことが望ましいと考えられます。

メディカルリサーチでは、60 代で意思能力® 鑑定を受けて頂くことを推奨しています。

※MCI=認知症とは言えない健康と認知症の間にあたるグレーゾーンの段階。記憶、決定、理由付け、実行などの認知機能のうち、一つの機能に問題は生じているもの、日常生活には、ほぼ影響のない状態を指す。

# 意思能力<sup>®</sup>鑑定 医師のご紹介

なぜ診断が必要なのか



牧野リハビリテーション病院  
脳神経外科  
医療鑑定研究会 代表  
**中嶋 浩二先生**

認知症患者の増加とともに、意思能力の有無をめぐる紛争も増加が予想されています。私はこれまで、遺言の有効性を争う事件において、数多くの鑑定意見書を作成してきました。紛争を未然に防ぐためにも、経験豊富な専門医による生前鑑定をおすすめします。



星総合病院  
神経内科部長  
認知症疾患医療センター長  
**石原 哲也先生**

特に高齢者が重要な意思決定をする際、意思能力<sup>®</sup>があるかどうかを鑑定しておくことは大切です。これは、相続問題に限らずご自身の終末期医療問題などにおいても、ご本人の尊厳のためにも、その後のご家族の憂いを予防するためにも、大変重要と考えます。



筑波記念病院脳神経センター長  
東京医科大学特任教授  
筑波大学客員教授  
**玉岡 晃先生**

高齢者の意思能力<sup>®</sup>の判定には、認知機能の判定に留まらず、高齢者の全身状態が認知機能に与える影響も勘案し、全身的、総合的な評価をする視点が必要です。認知症専門医であることはもちろん、総合内科専門医や老年病専門医であることも重要だと考えます。



上用賀世田谷通りクリニック  
院長  
**織茂 智之先生**

まずは認知機能低下の有無や程度を判定し、その背景疾患を明らかにし、意思能力<sup>®</sup>を総合的に判断します。医師の診療記録や画像所見に加え、コメディカルの記載や介護資料を精査することで、日常生活における認知機能低下にかかわる事柄を、具体的に知ることができます。

## 司法と医療の架け橋

当社は、「法医放射線医学(Forensic radiology)」の分野において日本初の民間の法医学施設として、交通事故や医療過誤、意思能力鑑定などあらゆる医療問題に常に厳正中立な医療視点で向き合い、多岐に渡るサービスを展開しています。

メディカルリサーチ株式会社

設立：2011年2月4日

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビルディング 6階

代表取締役：圓井 順子

資本金：5,500万円



▼ホームページ

▼意思能力鑑定



 **メディカルリサーチ 株式会社**

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビルディング 6階

TEL 03-6285-2848 / FAX 03-6285-2844 / MAIL mr.company@medicalresearch.co.jp / 営業時間 平日 9-18時

# ご相談 ご依頼の流れ

## 01 お問い合わせ



お電話あるいはメールでお問い合わせください  
まずはお電話 (03-6285-2848) あるいはメールフォームから、お問い合わせください。スタッフが、詳しくお話をお伺いします。

## 02 お見積り作成



お伺いした情報をもとに、お見積りを作成します。  
お見積り作成まで無料ですのでご安心ください。

## 03 鑑定



正式なご依頼となりましたら、鑑定実施日時を調整いたします。  
鑑定の実施場所は基本的に弊社となりますが、  
ご希望場所へのご訪問も地域により可能です。(出張費別途加算)

## 04 鑑定日当日



スケール検査医師による診察から総合評価をいたします。  
国内外に使用されているスケール検査や知能検査各種による評価を行います。

## 05 鑑定報告書と映像記録をご納品



鑑定より2週間ほどで、鑑定報告書と映像記録をご納品いたします。

### ご納品内容

- ・各種検査結果シート
- ・医師により、各評価に基づき総合的に評定された鑑定結果の報告書(鑑定書)
- ・施行事実を証するため、鑑定の施行助教を映像記録(DVD)

## 遺言能力(意思能力)鑑定費用

### 基本鑑定

- 診察医1名 **330,000** 円(税込)～
- 診察医2名 **627,000** 円(税込)～

※鑑定の実施場所は、基本的に弊社(東京都千代田区)となります。  
ご来社が難しい方は、Zoomなどウェブによる遠隔鑑定も承りますので、まずはご相談ください。

### オプション

画像検査 + 報告書作成 **143,000** 円(税込)～

(頭部MRI+PETを行うことで器質的な脳機能状態を把握)

※画像検査の実施場所は、宇都宮セントラルクリニック(栃木県宇都宮市)となります。  
クリニックの予約手配も弊社でサポートいたします。